# 議　　題

## 管財関係部課長会議

**議題１　福祉団体の行政財産目的外使用料の減免について（春日井市提出）**

【要旨】当市では、行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）について条例の規定に基づき、各所属における決裁により使用料の減免の要否を判断することとしていますが、いくつかの所属においては福祉団体による自動販売機の設置に係る使用料について減免措置を行っており、減免理由を「福祉関係団体である使用者に対する支援等を要するため」としています。支援が目的であれば、使用料の減免ではなく、補助金による対応等が妥当である場合も考えられますが、本来市の歳入とすべき行政財産目的外使用料を減免することにより、減免された使用料が何に使われているのか等使用者への支援として効果が得られているのかを検証することで、減免の妥当性を検討する必要があると考えています。

そこで、貴市の状況を参考にしたく、下記の点についてご教示ください。

（１）福祉団体等に使用料減免措置をしているか。

（２）減免措置をしている場合、その効果について検証を行ったことがあるか。

（３）検証を行ったことがある場合、その結果、減免措置の取りやめや別の方法による福祉団体への支援を行う等、具体的にどのように対応したか。

**議題２　電気料金について（春日井市提出）**

【要旨】当市では、使用者が自動販売機の設置等で電力を使用する場合、条例の規定により使用料とは別に電気料金を徴収することとしていますが、料金の算定方法として１時間当たりの消費電力×24h×使用期間日数×１ｋｗ/ｈに、屋内使用の場合は稼働率（開館時間／24 時間×開館日数／30 日）を乗じることとしています。

今後、自動販売機の電気料金の算定については、子メーターを設置し、使用した実績に基づき料金を徴収する方法を検討しています。

そこで、貴市の状況を参考にしたく、下記の点についてご教示ください。

（１）使用料とは別に電気料を徴収しているか。

（２）電気料を徴収している場合、子メーターの実績により徴収しているか。

（３）実績により徴収している場合、年度末月分の料金の調定年度について、どのように整理しているか。

（例）令和４年３月分の実績を令和４年４月１日に子メーターで確認して請求する場合

（４）実績による徴収でない場合の算定方法として、屋内使用の場合、稼働率を乗じているか。

**議題３　施設の駐車場利用について（春日井市提出）**

【要旨】当市では、施設清掃管理等を委託されている事業者（以下「事業者」という。）の従業員が当該施設の駐車場を使用する場合、行政財産目的外使用として取り扱い、使用料を徴収しています。

そこで、貴市の状況を参考にしたく、下記の点についてご教示ください。

（１）事業者が施設駐車場を使用する際、行政財産目的外使用としているか。

（２）目的外使用としている場合、使用料の算定方法について記載してください。

（当市では１月あたり、１日に駐車利用する車両台数×１月の使用料を徴収しています　(例)Ａ業者は５人の従業員のうち１日あたり３人が出勤し駐車場を利用するため、３台×１台あたりの１か月分の使用料 2,000 円＝6,000 円/月を徴収）

（３）行政財産目的外使用としていない場合、事業者車両の駐車についてどのように対応しているか。

（例）施設清掃管理委託料の入札設計金額から駐車料金分（使用台数×１台日額×委託日数）を控除している　等

**議題４　市内部での行政財産目的外使用に係る手続について（刈谷市提出）**

【要旨】本市では、行政財産を所管部署以外の部署が公務で使用する場合においては、全て、民間利用の場合と同様の手続（使用許可申請及び減免申請）を経ています。

そこで、貴市の状況を参考にしたく、下記の点についてご教示ください。

（１）行政財産を所管部署以外の部署（教育委員会や公営企業等の市以外の団体を除く）が公務で使用する場合において、使用許可申請及び減免申請を行っているか。

（２）（１）で行っていない場合、どのような方法によっているか。

（３）行政財産を教育委員会や公営企業が公務で使用する場合において、使用許可申請及び減免申請を行っているか。

（４）（３）で行っていない場合、どのような方法によっているか。

**議題５　公用車の次世代自動車の導入について（東海市提出）**

【要旨】脱炭素社会の実現に向けて、公用車の次世代自動車への更新を予定しており、更新にあたり、ＥＶ車の充電設備の設置が必要となりますが、設置場所や庁舎全体の電気容量を超える可能性もあり、今後どうすべきか検討しております。そこで、各市の状況をお伺いします。

（１）今後、ＥＶ車の導入予定はありますか。

（２）（１）である場合、令和４～６年度の更新台数を教えてください。

（３）充電設備はどこに設置予定ですか。

（４）充電設備の運用方法を教えてください。

（例：１台に１基。夜間に充電）

（５）充電設備のセキュリティ対策はどのようにしますか。

**議題６　目的外使用許可における申請者と許可者について（知多市提出）**

【要旨】知多市では、市の事業で建物や土地を使用する場合、目的外使用許可を行い、使用料については免除しています。

例えば、下水道事業に使用するマンホールポンプ制御盤を、緑と花の推進課が所管する公園内に設置するにあたり、申請を下水道事業の代表として「下水道事業　知多市長　宮島壽男」が行い、目的外使用の許可決定を「知多市長　宮島壽男」が行っている現状です。

本来、契約の締結における双方代理はできないことから、市長代理として副市長の名前で許可決定を行うものかと思いますが、これまで申請者・許可者ともに市長名で行っていることもあり、この度下記の点について各市の状況をお伺いしたいと考えています。

（１）貴市では、貴市で事業を行うために所管課が異なる場合、使用許可申請と使用許可という手続きを書面で行っていますか。

（２）質問１で「行っている」場合、以下のどの項目に当てはまりますか。

① 目的外使用許可申請による許可

② 目的外使用許可申請以外の書面による許可

③　その他（具体的に記載）

（３）質問１で「行っている」場合で、申請者と許可者をどのように考えていますか。（同じ市長部局の所管課同士での申請・許可の場合）

また、考え方についてもご教示ください。

① 申請者は市長、許可者は副市長

② 申請者は課長、許可者も課長

③ その他（　　）